

あおぞらキンダーガーデン 重要事項説明書

1. 施設運営主体

事業者の名称	学校法人藤枝スズキ学園
代表者氏名	理事長 鈴木正篤
法人の所在地	〒426-0011 藤枝市平島602番地の99
法人の電話番号	054-643-2300

2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名 称	あおぞらキンダーガーデン
開 設 年 月 日	1980年4月1日
施設の所在地	〒420-0803 静岡市葵区千代田1丁目15番40号
連 絡 先	電話番号 054-246-2213 F A X 054-294-7330
管 理 者 名	園長 岡村由紀子
認 可 定 員	93人
利 用 定 員 (年 齢 別)	満0歳～3歳未満の児童 【3号】 42人 満3歳以上～満5歳未満の児童【2号】 48人 【1号】 3人
自己評価の概要	職員による教員及び保育内容等の自己評価を定期的を実施
職員への研修の実施状況	内部・外部研修を随時実施

3. 施設の目的、運営方針

施設の目的	教育・保育の目標は「豊かな人間性と創造性を備えた人間の形成」(教育基本法全文)にあるように、人格の形成にあります。本園では、0歳～5歳児以上(就学前)の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう環境を創り、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を総合的に推進することを目的とする。
運営方針	子どもが人間らしく生きる力を形成する環境を創る為に ① 子どもの最善の利益を中心に、子どもの意思や人格を大事にして違いを認め合う保育創造をし、教育・福祉の増進を進める ② 大人集団の質が保育の質を決定することから、保育者・心理職・栄養士など各職種の専門性・働き方の違いを超え、学びを深め、子どもの最善の利益を求める大人の民主的な人間関係を形成する ③ 本園は、保護者と子どもを真ん中に、子育てのパートナーとなり、共に子どもの最善の利益を追求する ④ 家庭・地域に根差し、他機関と連携を図り、子どもの健やかな育ちに繋がる様ネットワークを推進する

4. 施設・設備等の概要

敷地	面積	994.04 m ²	
建物	構造	木造平屋・木造2階建・鉄骨造2階建	
	延床面積	436.02 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	乳児室	8室	130.08 m ²
	3歳児室	3室	46.37 m ²
	4歳児室	2室	53.17 m ²
	5歳児室	2室	64.01 m ²
	調理室	1室	m ²
	事務室	1室	m ²
	トイレ等	5室	m ²

本園では「静岡県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡県条例第108号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

5. 職員体制（2024年4月1日予定）

本園では市条例の定める基準を遵守し、下記の職員を配置しています。

職種	員数	職務の内容
園長	1人	園の業務を統括し、渉外及び教育・保育業務の管理並びに人事及び事務管理を行う
副園長	1人	園長の業務を補佐する
主幹保育教諭 指導保育教諭	3人	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について保育教諭を統括する
保育教諭	13人	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う
保育補助	7人	保育補助、環境整備
栄養士	1人	園児の発達段階に応じ、給食及びおやつ献立を作成するとともに、給食業務の統括を行う
調理員	5人	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する
事務職員	3人	園長を補佐し、事務一般について業務を行う
その他	3人	公認心理師、看護師、バス運転手

6. 教育・保育を提供する日及び時間、提供を行わない日

教育・保育を提供する日	月曜日から土曜日まで
休園日等について	日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園日とします。 また、父母との協力日は、短縮、もしくは休園日となります。 非常変災その他急迫の事業があるときは、臨時に休園・自宅待機・登園自粛となる場合があります。

教育・保育を 提供する時間	教育標準時間認定	午前9：00から午後3：00まで
	保育標準時間認定	午前7：30から午後6：30までの範囲内で保育を必要とする時間
	保育短時間認定	午前8：30から午後4：30までの間で保育を必要とする時間 ※午前7：30時から午前8：30まで及び午後4：30から午後6：30までの範囲内で延長保育を実施
	土曜保育 (要事前申込)	午前8：30から午後5：00までの範囲内で申し込みのあった日及び時間 ※翌月分を前月20日までにパステル登降園システムより申し込み (キャンセルも同様)

7. 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（2017年4月告示第）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。詳しい内容は手引きに記載をしています。

- (1) 特定教育・保育の提供
教育・保育を提供する時間において、教育・保育を提供します。
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て支援事業
- (4) その他教育・保育に係る行事等

8. 利用料金・支払方法

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

本園は、特定教育・保育に影響した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとします。

支払方法：当月分を、毎月月末日に口座振替

- (2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

下記のほか、園外保育（遠足）のバス代等、必要な実費は随時お知らせします。

支払方法：前月分を、毎月月末日に口座振替

1. 用品代等

項目	対象年齢	金額	
連絡ノート代	乳児	随時	350 円/冊
	幼児		210 円/冊
すくすくノート代	全園児	3年間	200 円/冊
絵本代	注文者のみ	随時	冊数等による
保育充実費	乳児	月額	2,000 円
	幼児		5,000 円
副食費	幼児	月額	4,000 円
スポーツ保険料	全園児	随時	240 円/年

2. 延長保育料

対象	時間	料金
教育標準時間認定	午前7:30～午前9:00	30分 100円
	午後3:00～午後6:30	30分 100円
	長期休業中	30分 100円
保育短時間認定	午前7:30～午前8:30	日額 150円
	午後4:30～午後6:00	日額 200円
	午後6:00～午後6:30	日額 100円

9. 入園、休園、退園、転園に関する事項及び終了に関する事項

本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きを行っていただきます。

2号認定子ども及び3号認定子どもについては、静岡市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定いたします。

休園、退園もしくは転園しようとする場合、その理由を記して園長に届け出てください。

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定及び2号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 3号認定子どもの支給認定保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10. 嘱託医等

嘱託医	パルモこども診療所 三田智子 〒420-0881 静岡市葵区有永町3丁目7番6号 TEL.054-246-0400 アヒルの子歯科医院 鈴木亜梨紗 〒420-0804 静岡市葵区竜南1丁目11番34号 TEL.054-246-2222
	あい・ハート薬局 城北店 重田和史 〒420-0805 静岡市葵区城北1番1号 TEL.054-247-3601
薬剤師	あい・ハート薬局 城北店 重田和史 〒420-0805 静岡市葵区城北1番1号 TEL.054-247-3601

11. 緊急時の対応、非常災害対策

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

加入保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済
保険の内容	負傷・疾病 医療保険並の療養に要する費用の4/10 死亡（場合によって異なる） 死亡見舞金 2,800万円 その他

非常災害時の対策

消防計画の作成	2018年4月提出済（2023年4月変更提出）
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、金属製避難はしご、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施

12. 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 岡村由紀子
-------------	----------

13. 要望・希望等に関する相談窓口

本園では、要望・希望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

要望等解決責任者	園長
要望等受付担当者	副園長・事務長
第三者委員	外山知徳
受付方法	口頭、文書（園ポスト投函）、電話及び面談などで受け付けます。